

ネットとうほく2015(検)第9号-2

平成28年1月15日

仙台市宮城野区幸町4-5-1

宮城県青年会館内

宮城県PTA連合会 御 中

仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台5階

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-276-5160

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



要 請 書

当法人の平成27年9月25日付照会書にご回答頂きありがとうございます。貴団体からの回答を踏まえ、適正な契約を締結するための取組を推進されることを求め、本要請書をお送り致します。

記

第1 封筒の記載について

貴団体は、各校長会等への説明は行っているようですが、各学校から各保護者や児童に配布する際の説明は、各学校に委ねているように思われます。だとすれば、児童を介して保護者に本件封筒が配られる等の事情により、任意加入であることが正しく伝わらない恐れがあると思料致します。特に、本件封筒に記載されている「必ずお読みください」や「『4月20日』までに…必ず到着するように…」といった文言が記載されていることから、封筒を見た限りでは保護者に任意の加入かどうか一見して判断が困難となり、強制加入と思われる可能性も否定できないかと思います。

従いまして、上記のような誤解がされないような記載が望まれると思料

致します。例えば、※印のすぐ後に「ご加入を希望される保護者の方は」という文言を挿入したりしていただけるよう、要請致します。

第2 団体割引の適用の説明について

- 1 団体割引率の確定について、前年度の加入実績に応じて、団体割引率を確定した上で募集を行うため、加入申込後に団体割引率が変更になることはない旨のご回答頂きました。

しかし、本契約は毎年自動更新であるとの記載が見受けられます。だとすれば、自動更新の2年目及び3年目の更新時に、前年度の保険加入人数に大幅減少及び割引率の変更が生じ、保護者が保険料の増加に気付かないまま自動更新をむかえる場合はないのでしょうか。

- 2 この点、本件封筒に同封されている補足資料及び重要事項説明書を拝見しましたが、自動更新時の保険料変更に触れている条項はありませんでした。仮に前年度の加入人数によって、自動更新される保険についても、保険料が増額（または減額）される場合には、本件保険契約の重要事項の変更となります。

そのため、自動更新の際に保険料が変更になる場合があり得ることを案内またはパンフレットに記載すること及び保険契約の自動更新対象者に対する保険料変更の連絡を徹底するように要請致します。

- 3 また、やはり単に「団体割引」との記載では、加入人数が何人であろうと保険料が割引される、との誤解を招く危険性があります。仮に、自動更新の際に保険料の増額が生じることになった場合、加入する保護者からの苦情等が予想されます。加入希望者に予測可能性を持たせるため、団体割引の適用人数について、表紙及びパンフレットの団体割引との記載されている箇所でも明示して頂けるよう要請致します。

なお、三重県PTA連合会が案内している本件と同様の保険について、丁寧なパンフレットが作成されている例が見受けられました（添付資料）。

このような三重県のパンフレットを参考に、団体割引20%適用の下に（加入者3000人以上の場合）との記載を追加して頂きますようお願い申し上げます。

以上